11 平成16年8月31日申請(平成16年(争)第3号~第4号)(接続の 諾否)

(1) 経過

平成16年	
8月31日	ソフトバンクBB株式会社(以下「ソフトバンクBB」と
	いう。)から、あっせんの申請(平成16年(争)第3号
	(以下「第3号」という。)及び同第4号(以下「第4号」
	という。))。(⇒(2))
9月 1日	委員会から、東日本電信電話株式会社(以下「NTT東日
	本」という。) に対し、あっせんの申請があった旨の通知
	(第3号)。
	委員会から、西日本電信電話株式会社(以下「NTT西日
	本」という。) に対し、あっせんの申請があった旨の通知
	(第4号)。
3 日	あっせん委員(森永委員長代理、尾畑特別委員及び藤本特
	別委員)の指名(第3号及び第4号)。
29日	NTT東日本から、答弁書の提出(第3号)。(⇒(3))
	NTT西日本から、答弁書の提出(第4号)。(⇒(3))
10月 6日	ソフトバンクBBから、NTT東日本からの答弁書に対す
	る意見書の提出(第3号)。
	ソフトバンクBBから、NTT西日本からの答弁書に対す
	る意見書の提出(第4号)。
7 日	各当事者から意見の聴取(第3号及び第4号併合)。
15日	NTT東日本から、ソフトバンクBBからの意見書(10
	月6日付け)に対する答弁書の提出(第3号)。
	NTT西日本から、ソフトバンクBBからの意見書(10
	月6日付け)に対する答弁書の提出(第4号)。
19日	ソフトバンクBBから、NTT東日本からの答弁書
	(10月15日付け)に対する意見書の提出(第3号)。
	ソフトバンクBBから、NTT西日本からの答弁書(10
	月15日付け)に対する意見書の提出(第4号)。
20日	各当事者から意見の聴取(第3号及び第4号併合)。

	あっせん委員から、あっせん案の提示(第3号及び第4号)。 $(\Rightarrow (4)$)
22日	NTT東日本から、ソフトバンクBBからの意見書(10月19日付け)に対する答弁書の提出(第3号)。
	NTT西日本から、ソフトバンクBBからの意見書(10月19日付け)に対する答弁書の提出(第4号)。
11月 1日	各当事者が、あっせん案を受諾 (第3号及び第4号)。 (また、別の事項についても合意 (⇒ (5))) あっせん終了。

(2) 申請における主な主張

ア NTT東日本 (第3号関係) に対して

ソフトバンクBBは、ADSLサービスの提供を拡大するため、加入者線収容のNTT東日本局と他のNTT東日本局との間を結ぶ中継ダークファイバとの接続をNTT東日本に申請しているが、171の局において「空き回線がない」という理由で断られている。

ソフトバンクBBとしては、NTT東日本がADSLサービスを提供しているこれら171局において、中継ダークファイバの利用についてあっせんを希望。

イ NTT西日本 (第4号関係) に対して

ソフトバンクBBは、ADSLサービスの提供を拡大するため、加入者線収容のNTT西日本局と他のNTT西日本局との間を結ぶ中継ダークファイバとの接続をNTT西日本に申請しているが、141の局において「空き回線がない」という理由で断られている。

ソフトバンクBBとしては、NTT西日本がADSLサービスを提供しているこれら141局において、中継ダークファイバの利用についてあっせんを希望。

(3) 答弁書における主な主張(第3号及び第4号)

ア 中継光ファイバについては、既存設備に空きがある場合には内外無差 別の手続きによる提供を行うとともに、中継光ファイバの利用に係る他 事業者の予見性・利便性を高めるために情報開示の充実を行っている。 イ ADSLサービス提供のために用いられる中継回線については、中継 光ファイバの他にも既存の専用線等の利用も可能であり、調査要望のあ る区間の空き伝送帯域の有無については、相互接続上の所定の手続きを 行えば、調査の上回答し、提供にあたっての詳細な条件についても別途 協議に応じる用意がある。

(4) あっせん案 (第3号及び第4号)

「ソフトバンクBBが中継光ファイバの接続を希望する区間における接続の可否について、NTT東日本(NTT西日本)及びソフトバンクBBにおいて協議を行う際、以下の点に配意することとする。

- i) ソフトバンクBBの質疑に対し、NTT東日本(NTT西日本)は、 客観的に見て納得しうる説明を行うこと。
- ii) NTT東日本 (NTT西日本) は、中継光ファイバの自社利用と他事業者利用申込との同等性の確保を遵守すること。その際、同等性の確保について、客観的に見て疑念を持たれることのないよう配意すること。」

(5) 合意事項(第3号及び第4号)

NTT東日本(NTT西日本)の光信号中継回線の両端に波長多重(WDM)装置を設置してソフトバンクBBに接続を提供することを含め、ソフトバンクBBが接続を希望する区間における接続の可否について、NTT東日本(NTT西日本)及びソフトバンクBBにおいて協議を行う。その際、ソフトバンクBBが波長多重(WDM)装置の設置費用を負担する用意があることも踏まえ、NTT東日本(NTT西日本)は、波長多重装置の設置の可否について判断し、ソフトバンクBBと協議を行う。